

## ○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則の一部改正に伴う散弾銃の改造について

〔昭和四十六年七月三十日 四十六重局第一〇七五号〕  
都道府県知事あて 通商産業省重工業局長

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則の一部改正により、狩猟鳥獣は「構造の一部として四発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法」によつて捕獲してはならないことになりました。

これに伴う散弾銃の弾倉の改造は、武器等製造法上「製造（改造）」に該当し、同法第十七条の許可を受けた事業者でなければ行なうことはできませんので、念のためお知らせします。

なお、当該散弾銃の改造は本年の狩猟解禁日まで集中することも考えられますので、販売事業者で当該改造を行なうことを希望している者から猟銃等製造許可申請があつた場合には、迅速に処理するよう取り計らつて下さい。

また、製造事業許可を与えるに際しては、武器等製造法第二十一条に基づき「改造および修理に限る。」との条件を附することがで

きますので実情に応じ適宜処理して下さい。